

平成29年度第3回 習志野市子ども・子育て会議 会議録

【開催日時・場所】

平成29年12月18日（月）17時00分～19時00分 市庁舎GF会議室C

【出席者】

（委員）※50音順

飯塚委員、伊藤委員、稲垣委員、大塚委員、栢委員、倉信委員、小西委員、高橋委員、臺委員、田久保委員、中村委員、米本委員

（市）

竹田こども部長、小澤こども部次長、鶴沢こども保育課長、木村こども部主幹、新井同課係長、伊東同課係長、秋田同課係長、久世同課指導主事、安達子育て支援課長、橋本同課係長、鈴木同課係長、奥井同課係長、芹澤児童育成課長、北澤同課係長、児玉健康福祉部主幹

（事務局）

小野寺こども政策課長、藤代同課係長、松岡同課係長、伊藤（幹）同課主任主事、高地同課主事

【傍聴人数】

1人

【次第】

1. 開会
2. 議題
(1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（協議）
3. その他
4. 閉会

【配布資料】

・資料1：習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 開会
2. 議題
(1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（協議）

<小野寺こども政策課長>

資料に基づき、中間見直しの内容について説明。

<稲垣会長>

子ども・子育て支援事業計画は、多岐にわたった計画であり、全てを見直すのは難しい。中間見直しであるので、焦点を当てて課題の大きなところを見直すということで、事務局より説明があった。

<飯塚委員>

この見直しは、計画の策定時と同じ分析方法を、次期計画策定より早いタイミングで行うものなのか、より実態に近い数字を出すために前回の分析と違う方法で数字を出すものなのかを伺いたい。

<小野寺こども政策課長>

この計画については、平成 29 年度が計画の中間年となり、見直し年度に当たっている。本市においては、平成 29 年度においても待機児童が発生しているため、計画の見直しをしなければならない。併せて、計画において定めた必要量と確保方策について、10%以上のかい離が生じている部分については、人口の状況や利用意向率の実績を踏まえた上で、精度を高めたところである。

<小澤こども部次長>

平成 27 年度の計画策定時には、就学前の子どもがいる 5,000 人の保護者にアンケート調査をした。ここから利用意向率を算出し、提供区域ごとに分析をした。その他、社会的な要因や様々な指標が国から示されており、これに適合させて最初の数字を作成したところである。

今回の中間見直しは、平成 28 年 4 月 1 日の実績に基づいた数値をもとに見直しをするということであり、国の意図としては、より実績に近い数字を再度把握するということでの中間見直しと解釈をしている。今回ニーズ調査をしていないことや、人口推計においても習志野市は平成 25 年に実施をした推計値を使用していることから、数値は平成 28 年度、平成 27 年度の実績を用いて分析をし作成したものである。

<稲垣会長>

社会福祉系の調査をする上での難しさというのは、ニーズのある人たちに問いかけたいが、答える方が自分のことだと思って回答してくるかどうか、過去・現在・未来において生活パターンが皆同じなのか、地域の開発率が皆同じなのか、それぞれの御家庭のどういう風にお子さんを授かろうと思うのかの違いにより、100%確実な数を把握することはほぼ無理であり、ここについてデータを集めるとある程度の数が集まってくるであろうと推測してやっている。どうしても計画の前提となるのは推計になり、概ねこのデータに基づけばこのくらいの数になるだろう、ということの限界値がある。実績を実際にニーズ調査し比較して誤差が生じたとしても、どんなことにも誤差はあるのでゼロにするのは難しい。また、誤差に基づいて建物を造り不要になったら壊すのかということ、皆様から預かった大事な税金をそのように使うことはできない。この部分を、サービス量と質を合わせながら、ソフトの部分で限りなくゼロに近くなる努力をしようということである。

今回の中間の見直しというのは、前回の推計値によって生じた誤差を、実質的なサービスの調整可能な部分で調整をしていこうという取り組みの数値ということでご理解いただきたい。

<臺副会長>

飯塚委員が発言された意図の中には、推計のことだけではなくて、そもそもの前提が少しずれていた時に、多少の見直しは可能なのかという意味合いも含まれていたと理解している。このあたりが中間見直しでどの程度実現性があるのかを伺いたい。

<小野寺こども政策課長>

人口推計については、0 歳児の人口については実際に推計人口と実人口に 9.2%のかい離が生じており、今後大きく影響を及ぼすだろうということで、限定的な修正をかけている。利用意向率については、実績を捉えた中で、掛け合わせをして必要量を算出しているので、ある程度実態を捉えた見直しとなると思う。

<臺副会長>

中間見直しなので、そもそもの話をすべきではないと理解をしているが、市民感覚とのずれがあったときに、もう少し大胆に修正をする余地があるのか。現在、就業率は61.1%であるが、子どもを預ける場所がないから働かないというところをどのくらい把握して国に合わせているのか、今は国に応じてスライドしているけれども、それについてどれだけ裏付けがあるのか。非常に後追いの対応だと感じる。もう少し攻めの姿勢があるのか、国に近づけるという話なのか。どういったスタンスなのかで委員の意見発言がかわると考えるがいかがか。

<小澤こども部次長>

計画を策定した時には、ニーズ調査の分析により数値を出しているため、希望が全て反映される条件であった。その中でも、利用意向率の中には、「保育所に預けたいか」や「いずれ仕事をしたいか」という質問に対しての調査の数値を全て適応して計画を策定した。これが、次期計画策定時には、人口推計とニーズ調査を再度やり直し、現計画策定時と同じやり方で、再度平成32年度の計画策定時にはニーズ調査をする必要があると考えている。国の見直しの指針では、平成28年4月1日の実績値を使うようにということである。就労率も、預ける場所があれば国の平均率までいくかもしれないが、習志野市のこれまでの就業率を見ると、待機児童がゼロの時期から、近隣他市に比べて低い状況が続いている。ただ、預ける場所があれば、きっと預けて仕事をする方は増えるだろうということで、差異の1.2%を倍々にし、まずは国の伸び率まで追いつくような取り組みをしたいという提案であり、御意見をいただきたい。

また、平成28年度の0歳児の人口の9.2%増が、果たして平成29年度以降の1歳児・2歳児でも同様に9.2%増加していくかどうかはわからないが、この時の伸び率の9.2%を全ての推計に掛け合わせることで、できるだけ最大値を活用し、結果的に利用意向率も増えていくことになる。様々な実績の最大値を活用することで、数字を見出したのが今回の提案である。

<稲垣会長>

私は、就労だけが保育ニーズを増やす要因とは思っていない。保育所利用の要件が変わり、就労だけではなく、子育ての不安、ネグレクト等の不安があった場合に保育所を利用することができ、この部分が完全な潜在値になってしまっている。そこに課題を抱えている方々は、それを理由に保育所が利用できるということを知らない方が多く、預けることでレッテルを貼られるのだと思ひ預けられないということが想像できる。計画の数値は、限定的なものであると申し上げたが、本当はこの先に向けてさらに保育所を多くの市民の方たちに理解していただき、従来の保育所の利用の仕方から、全面的な子育て支援の社会的な資源として性格が変わってきているという理解になったときは、必要量ももっと大きくなってくると思う。どこでどうやって推計値をたてていくのかの枠のたて方については、地方分権の時代なので、習志野独自の枠組みをつくってもいいのではないかと思うが、現状ではどこの市町村も厚労省で示したところにデータを集約せざるを得ないところであり、現在の集計方法ではどうしても潜在値が出てしまう。また、家庭の中で介護を必要としている家族がいたときに、子どもを預けて良いのだが、多くの方が御存じない。お母さんが家にいたら子育てをしなくてはならないと思ひいたり思わされていたりする。そういう意味では、保育サービスについて周知と共に、方策について今後考えなければならない。限定的な見直しにならざるを得ないため、質的な部分で、子育て支援コンシェルジュの活用であったり、全体的なものによってこの対策はとられるのであろうと理解していたところである。どこに視点をおくのか、評価を置くのかによって、数というのは集計の仕方も評価の仕方も変わってくる。各委員には、それぞれの感覚から、今後の計画見直しや次期計画策定において、こんな視点を持ってほし

いという部分があれば発言いただきたい。

<栢委員>

放課後児童健全育成事業の、上学年の希望が少なかったことが、とても意外に感じた。高学年は習い事が多く、子どもによっては集団の中に行くことは面倒だと思っ子もおり、放課後児童会に行きたがらないという保護者の声を聞くこともある。しかし、希望者が少なかったからといって、必要量を減らしていいのだろうか。安心して高学年の子どもも放課後に過ごすことのできる場所があるということ、習志野市は自信を持って言ってもらいたい。高学年になるほどエネルギーも有り余っており、それをどう育てていくかは親にとって難しくなる。児童会には、どの親もどうぞ預けてくださいと言っていたきたいし、子どもにも行きたいと思えるような環境にしてほしい。もし難しいのであれば、公園や児童館などをもっと充実させてほしい。市から、豊富な提案をしてほしいと感じる。

<稲垣会長>

数だけで見えることにも限界性があるので、今後の動向を確認をしていただきたい。

<大塚委員>

放課後児童健全育成事業について、実績となっている数は、ニーズが無かったからなのか。それとも、上学年について、必要と算定されたものに対し、確保数がすごく少なく、ニーズはあったのに断られたため、その結果の数値なのか。

実績に実際のニーズの数が含まれているか含まれていないかにより、話が変わってくる。その点を併せて確認させていただきたい。

<芹澤児童育成課長>

まず、今回の補正した数の説明をしたい。そもそも、当初に大きい数字がでてきたのかという背景の分析をした。放課後児童会の調査については、2つあった。1つは平成25年1月時点で約5,000人に調査をした。その後、平成27年から小学校6年生までの児童を受け入れるという児童福祉法の改正があったが、その前の調査となる。高学年の放課後に過ごさせたい場所と希望時間等を聞いた。このときに圧倒的に多かったのが、習い事で74.8%であった。放課後児童会は31.6%という低い数値であった。もう1つの調査は、先ほどの調査を実際の確保量にするのかということもあったため、翌年平成26年4~5月に小学校3、4、5年生約4,500名程度の保護者に、別途放課後児童会を高学年になった時にどのくらい利用意向があるのかを調べるため、どのような場所で子どもに放課後を過ごさせたいかを調査した。この時は平成25年に行った調査よりもかなり多くの方が放課後児童会を利用したいという希望があった。ただし、この調査については、入会を保証するものではないという但し書きをしたため、おそらくアンケート調査に回答した方が、入会に直結するものという認識のもと、とりあえず高学年の放課後児童会の入会については1つの選択肢として考えたいという意識もあり、安心安全に放課後を過ごす場所をつくりたいという潜在的ニーズがあったものと考え。実際、平成27年から上学年の受け入れも進めているが、地域格差が多く、年々大規模マンション等の開発が進む中で、下学年の児童をいかに待機させずに受け入れ、必要条件をなんとかクリアする方策にエネルギーを費やしている状況にある。また、上学年の遊び場の保障を、全て放課後児童会が担うのか、という問題もある。例えば、様々な支援団体やNPOなど、より多くの主体が出てきて良いのではないだろうかという問題もあり、1つの選択肢として国が示しているのが放課後子ども教室である。この所管については、教育委員会で所管をしており、こども部については放課後児童会の担当であるが、今後放課後子ども教室の動向を見据え、連携をしながら、子どもの遊び場をどのように作り上げていくかを市民と議論することが大事であるとする。

<稲垣会長>

併せて確認したいが、このアンケート調査は、子どもにニーズをきいたのか。

<小澤こども部次長>

保育も放課後児童会も同様だが、アンケートでは、キャパシティがあったら活用するのかについて質問しているため、あったら活用するという最大値がでてくるようなニーズ調査から、様々な質問をクロス集計してニーズ量を算出した値を、計画策定時の分析値としている。保育の必要量だが、保育所の申し込みをしていただいた方すべての数と、認可外保育施設を活用している方の数を合わせることで、保育を希望されているニーズの数はすべて数に含んでおり、保育所の入所数ではなく、習志野市で保育を希望されている方すべての数であると補足したい。

ただし、保育所も放課後児童会についても、キャパシティがあれば預けたいという方のニーズをどう見込むのかは非常に難しい。どう見込むかについては、中間見直しではニーズ調査を実施していないので、実績値の中からの数字で最大値を活用して増やしているものである。

また、アンケート調査については、保護者に御意向を伺ったものである。

<稲垣会長>

この計画自体の限界性は、保護者の意向しか確認できていないところである。小学校高学年になれば子ども自体が意見をもつ。児童福祉法が改正され、子どもの最善の利益は、子どもの主体性に沿って勘案されなければならない。次期計画策定においては子ども達にも、自分達はどんな放課後の場所が欲しいか意見を聞いて、これに答える形での勘案も必要になるだろうと思う。親が子どものことをどう考えるのかと同時に、子どもの主体的な意見表明権を尊重した上で子どものサービスを勘案するということも考え、子どもからも同じことを聞かなくてはならないと考える。子どもの行きたいところが増えれば子どもの活用も増えるのか、家族で話し合っ、こういう場所があつて親としては行ってほしいのだけどうするか、と子どもに問うたときに、子どもが行きたいと言える、あるいはその子どもの意向を親が代弁してくれるような聞き方に変えていくことで、潜在化しているニーズをくみ上げて本当に必要とされているサービスを作り出していく。特に中身をどうするのかについては、多様な資源を活用するのにも有りだと思う。今後も社会福祉系のサービスの提供はもっと多様な資源を活用しながら一人一人の市民の方たちのニーズに応えていくことは、バリエーションをもって考えていかなければ質も量も足りないところは出てくるので、大事なことかと思う。現行の見直しと今回指摘のあったことは、次期計画策定時の調査の仕方や調査項目の作り方にも示唆をいただいたところなので、今回の見直しへの意見とともに、次回の計画への調査設計にも生かしていただきたい。

<大塚委員>

再度確認したいが、平成 28 年度上学年の実績 114 人が、必要量は確保してあつて、600 人確保をしていてニーズが 114 人だったというわけではないということによいか。下学年でいっぱいだったので上学年に受け入れられないというように、潜在ニーズを受け取らないと言っているように理解した。そうなったときに、必要量がすごく減っているが、もし子どもにニーズを聞いて多くのニーズがあつた時に、急に方向転換できるのか。下学年に手いっぱい上学年に手が回らなかったために実績が少ないのに、確保量を減らすのは乱暴ではないか。

<芹澤児童育成課長>

当初の計画の考え方として、放課後児童会のあり方について、どこまで思考を深めてこの計画をつくっていたのかという原点もあると思うが、今回の見直しについては、様々な子どもの遊び場というご意

見、そして必要性という点については認識をしているところである。その状況の中で、今回はこれまでの計画値を改めて見直して、現実的な対応として今後平成31年度までどの程度施設を確保し、職員を確保するのかという、基本的に満たさなければならないニーズの充足をしっかりとやっていくという考え方である。大幅ではあるが、平成28年の上学年の計画策定時の必要量691人のうち実績としては114人ということで、かい離が84.5%あるというところだが、今回はこれまでの実績値や今後の児童会の利用見込率、女性の就労率を踏まえた学校の推計と掛け合わせた数字ということで修正をしたところである。

<稲垣会長>

全体としての数の増減と、ニーズがある地域の増減とでは別問題であると理解をしていたので、先ほどのような答えをさせていただいた。資料を見ていくと、保育が学区ごとの数値を出して具体的な修正をしているように、放課後児童会についても、下学年の利用があったために上学年が使えないところは当然のことながら減らさない、しかし、下学年も満たされているし、上学年に圧倒的な空白があるところは減らしていい、というように、地域ごとの判断をされた総計がこのようになると理解をしていた。大塚委員が聞きたいのは、不足の出ている部分をそのままにして全体数を減らすのか、と聞いているので、そこを的確に回答することが必要である。

<小澤こども部次長>

不足のあるところは当然対応をするため、放課後児童会の施設をどのように整備をしていくのかも併せて、必要量に対して確保策をどのように講じていくのかという提案となっている。放課後児童会については、鷺沼児童会で平成30年に上学年も含めて預かることができない、津田沼児童会では平成31年になっても上学年を含めて預かることができないという状況があるので、今後も引き続きお預かりできるような施設整備をしていく必要があると考えている。ニーズから出てきた数字があまりにも大きい数字なのか、それとも現実に近い数字なのかというのが、実績から分析するということになると思うが、現状ではすべてのニーズに対応するだけの施設は整っていない。これが、ニーズ量に対しての確保ができるように平成30、31年度までに施設を増やしていく計画も併せて行っている。必要量の差異があるような状況であれば、急いで施設を整えていかななくてはならないということになるので、必要量に合った施設確保をするために、実績からもう一度必要量を見直そうというのが、今回の中間見直しの目的となる。保育は、各中学校区分で利用意向率を出した中では、最大値が48%、最小値が20%というように違いがある。これは、現状に応じたそれぞれの保護者の思いも含めているので、この利用意向率を少しずつ上乗せして国に近づけるような努力をしなくてはならない。これについても地域格差があるため、これを見ながら少しずつ、地域の状況を見て増やしていこうというのが保育の考えとなる。放課後児童会は、地域区分ではないが、それぞれの放課後児童会の必要量に対して、確実な確保策をとりたい、というのが今回の提案である。

<稲垣会長>

現状で明らかにニーズの人数があるところに対応する、という回答でよいか。

<小澤こども部次長>

御意思を示していただいて、希望された方達のニーズに対してはしっかり対応をしていかななくてはならないということで御理解いただければと思うが、あまりにもかい離があったので、そのかい離の部分を全て整えるだけの施設確保が本当に適正であるのかは、次期計画策定までに検証が必要であると考えている。

<飯塚委員>

私は子どもの頃学童に入っており、当時は小学校3年生までであったが、4年生になったときはとても嬉しかった。なぜかと言うと、人付き合いがあまり得意ではなかったので、学校の時間だけで人づきあいで疲れてしまい、その後夕方まで同学年の子たちと一緒にいなければならないのは負担になったためである。4年生以降、家で1人だったが、学校での人づきあいに疲れて、1人の時間が必要な子どももいるということは知っていてほしい。皆が皆、放課後友達と一緒に遊んでいなければならないとか、それが健全であるとされるのは、一面的に捉えすぎていると感じる。そうではない子どももいるというのは考えてほしいので、次の計画策定時には、子どもの意見も聞いてほしい。

<稲垣会長>

学校が必ずしも子どもたちにとって居心地の良い場所にならないことは十分にある。また、上学年は思春期にかかってくるため、変化していく自分に戸惑い、人というのに苦痛になっていく側面がある。この思春期の訪れには個人差があり、家庭との関係もさまざまであると考えられるので、多様な居場所づくりが必要である。ただその時に心配なのが、飯塚委員は自宅にすることが安全安心な場所だったのだけれど、それが安全安心な場所でない子どもたちのためにどうアウトリーチしていくのかである。資源は多様であることが大事だと思う。

<小西委員>

放課後児童会の部分で、計画の段階で施設を拡充することは聞いているが、併せて支援員の先生の確保も最優先課題としてあげてほしい。市連協が支援員に話を伺ったところ、本当にギリギリの状態で行っており、悲鳴を上げていた。例えば、鷺沼だと人数が57人に対して支援員が4人、補助員が2人であり、休みを取ろうと思ってもなかなか取れず、シフトを組みたくても組めるような人数がいなくて、先生自身が限界を感じている。このような状況が続くと、子どもたちにも影響が来てしまうので、最優先課題で先生の確保をしてほしい、ということをお願いした。人的なサービスについても考えてほしい。

<稲垣会長>

長らくの課題であって、具体的な方策が見つからないところであると思う。施設を拡充しても、そこに人がいなければサービスが発生しない。多様な資源をどう活用していくのか、そうした人材をもったところとの連携や、その他の構図を今後も考えていただきたい。各委員から、こういったことをしたら支援員の参画が増えるのではないか、あるいは、このようなやり方はどうか、というアイデアがあれば教えてほしい。

病児保育事業について、概ね東西に分かれた2か所になるとのことだが、実際子育てしている家庭としてはアクセスしやすくなるのか。病気の時の子どもを連れて行きやすい立地になっているのか、習志野市全体として不公平が生じないような資源の配置バランスになっているのかを伺いたい。

<安達子育て支援課長>

今まで赤松小児科医院で行っていたエンジェル保育室は、実籾駅から数分のところにあった。次の津田沼中央総合病院で行うつくしんぼ保育室は、JR津田沼駅から歩いて5分くらいである。また、赤松小児科医院は駐車場がなかったが、つくしんぼ保育室は駐車場があるので、車でも行きやすい。地域的に考えても海側に近くなったので、地域のバランスも良くなったと考える。

<米本委員>

0歳児の入所の数についてだが、こども園・保育所では、見学者が毎月のようにくるが、そのほとんどが0歳児である。まだお子さんが生まれていない妊娠中の方の見学も増えているし、その方々の状況

を伺うと、入れるなら入れたいという方、復帰しなければならないので自分の希望する園はどこがいいのかを見学して順位を考えているという方、他市に住んでいるが入れるのなら習志野市に引っ越したいという方もいる。やはり、0歳児で入れられるなら入れたい、という方がとても多い。今回の数字で示されている需要が多いというのは、現場としても実感している。0歳児で入る数が多くなると、1歳児の受け入れがだんだん少なくなっていく、途中入所が難しくなっていくのではないかと心配もある。保護者の方の疾病などで預けたいと思っている方の中には、まず一時保育で緊急に預かってもらってから保育所・こども園に預けたいという方もいる。これをわかっている人は、様々なルートでサービスを受けられればいいが、たどり着けない人達をどうやって見出していくかが大事であると、こども園にいて強く感じる。こども園やこどもセンターがあり、そこを利用することで困っている様子が見られる場合は、こども園のコンシェルジュが声をかけて案内をしているが、0歳児の数の中には、そういった方がどれくらい含まれているのかわからない。次期計画策定時のアンケート調査ではどうやって反映するのかどうかを考えてほしい。

<稲垣会長>

今御指摘があったように、本人たちが私の困りごとを誰かが受け止めてくれるとか、支えてくれるということを気が付いていないレベルの潜在的なニーズがある。特に、子育てでそれが児童虐待・ネグレクト等に移行しないうちに拾い上げていく手法をアウトリーチという言い方をして、様々な市町村で今取り組んでいる。習志野市には母子生活支援施設がないが、母子生活支援施設がある市町村はその施設が多機能化し、児童家庭支援センターやデイサービスをしていくので、こども園の他にも少し違った様々な種類の資源がアウトリーチをしていくが、習志野市は若干資源が限定的であるので、特に認定こども園にはアウトリーチの部分をお願いしなくてはならない。乳児全戸訪問事業では、全戸訪問ほぼ100%達成ということなので、全戸訪問等と上手く連動し、その情報がデイサービスやショートステイ、相談を受けている所に繋がり、不安を感じている方たちが、常に支えの中で、本当に必要だと思ったら速やかにサービスに繋がっていくことができるように、子育て支援コンシェルジュも含めた資源がうまく繋がっていくことが必要だと感じる。

<臺副会長>

その他の拡充事業ということで、子育て支援コンシェルジュが挙げられている。母子家庭との絡みになると思うが、国は、子育て世代包括支援センターを平成32年度末までに全国展開することを目指しているが、このあたりはどう考えているのかを伺いたい。

<児玉健康福祉部主幹>

まず現状だが、乳児家庭全戸訪問事業の部分で、ネグレクト等のリスクがある場合は、全戸訪問事業以前の場合で、子育て世代包括支援センターの一部である利用者支援事業の母子保健型で、母子健康手帳を配布する際、保健師等が面接をしている。その中でリスクのある特定妊婦や、乳児家庭全戸訪問事業の中で把握できたリスクが高いケースについては、子育て支援課児童家庭相談室のワーカー等と連携を取り、必ずケース会議を開き、支援にあたるシステムになっている。乳児家庭全戸訪問事業や、子育て世代包括支援センターである母子保健の入り口である母子健康手帳を交付する場所で、全ての方と面接している。母子健康手帳の交付については、あえてこども部子育て支援課の隣の窓口で実施しており、利用者の視点に立って確認してフォローアップができるシステムとなっている。その後について、子育て世代包括支援センターとして、子育て支援課と健康支援課で今やっていることを整理した形で、要綱等をつくり、両課で連携を取って調整しているところである。

<臺副会長>

方向性は理解できた。一箇所だけではなく、市内の様々なところで、どのように連携して更に機能を高めていくかというところが、これからの課題であると思う。ワンストップサービスを謳ったからには、質が伴うものだと思う。このあたりも含め、充実の検討をしていただきたい。

<稲垣会長>

臺副会長から提起のあったこととは、平成 28 年の児童福祉法の改正の中で、子どもたちの支援を地域の中で包括的なサービスを構築しようというものである。包括とは地域の包括、サービスの包括、人の包括、様々なことをインクルーズしていくことである。そして子どものニーズ、子育てをしている保護者のニーズがあることに對し、子どもや保護者がニーズを探しに行かなくても、ワンストップ窓口に行くサービスに関する情報やサポートがあり、サービスを提供する側が繋がっていくことによって、子どもや保護者が右往左往しなくても、御家族が必要としているサービスが適切に届いていくことができるようにということで構想されているという部分もある。ただそれは、センターがあるからできるわけではなく、センターと地域のネットワーク、あるいは地域住民の方たちの御理解と協力がなければなし得ていけないところである。これは、地域福祉として子ども家庭福祉実践の必要性が言われているところでもある。先行する地域包括支援センターについても、地域の様々なネットワークが相互に関連していると思うので、実践をしていることに評価を加え、良いところは学び、修正すべきところは修正しながら、検討の機会をもって、より良い政策をつくってほしい。

平成 28 年の児童福祉法の改正について、どういった影響を及ぼすのかという資料があったほうが良い。次回はそれがわかるような資料を用意いただきたい。そこに関わっている人間は、このことを頭に入れながら発言を聞くことができるが、専門職でない方はその部分のアクセスが難しいと思う。広く意見をもらう場合は、その意見をもらうのに必要な資料を用意いただきたい。

<田久保委員>

子育て支援コンシェルジュについて伺いたい。対象は何歳までと決まっているのか。また、平成 29 年度から始まったということよろしいか。

<安達子育て支援課長>

対象は 18 歳未満である。

子育て支援コンシェルジュは、こどもセンター・きらっ子ルームの職員は保育士・幼稚園教諭のため、平成 27 年度から所定の講座を受講いただき、2 年間活動をしている。平成 29 年度は庁舎移転し子どもに関する窓口が市庁舎 2 階に 1 つとなったことから、コンシェルジュを配置して、窓口強化とワンストップサービスということで始めている。

<田久保委員>

まだ知らない方も多い。例えば市 P 連の会等もあるので、資料等をもらえれば、そこで紹介するのも各方面への告知になると考える。

<稲垣会長>

厚生労働省や内閣府等のホームページにアクセスすると、子ども・子育て新制度のリーフレットがあり、地域子育て支援事業の内容の説明とコンシェルジュが、どういう役割のために配置されたのかという説明があるので、一度御覧いただきたい。担当課の解釈が間違っているわけではないが、18 歳未満というのは児童福祉法の規定の中にある年齢だが、障がいのある場合にはもう少し上の年齢の方、大学に就学している子どもに関しては大学を修了するまで、児童福祉法の範疇で様々なサービスのフォローア

ップをするようになっており、法的に子どもの枠ではないが、実際には22、23歳くらいまで支援の枠が延びている。障がいがある場合に、18歳を過ぎると相談にのってくれないわけではないということをご理解いただきたい。

<中村委員>

病児保育事業について、私としては、アクセスは良くなったと感じている。

また、乳児家庭全戸訪問事業について、母子保健の方が訪問をしてくれているが、訪問の頻度はどのくらいなのか。4か月までの訪問とのことだが、4か月を過ぎた後のケアはどのようにしているのかを伺いたい。

<児玉健康福祉部主幹>

4か月までというのは法的に決まっており、この時点でしっかり対応しようということである。若年の母親の場合には、産まれる前の時点で把握しているため、その時点で、養護児童対策協議会でフォローアップできるように、子どもの福祉の部分と連携しているところである。乳児家庭全戸訪問事業については、原則4か月未満と決まっているので、その時に一度切っている。習志野市では、新生児訪問として、第1子の母親や希望のある母親、妊婦の時に市で不安があると判断した母親等、リスクのある母親のところには必ず1度訪問に行くことになっている。併せて、母子保健支援員が2か月程度の頃にもう一度訪問する形をとっている。ただ、リスク等によっては、2か月程度の訪問が保健師になることも多々ある。その他、複雑なケースについては、その後も児童福祉の分野と連携を取り、一緒に訪問することで、訪問でどのようにするかを精査しながら支援している。なお、4か月までの間に訪問できなかった場合は、主に市内にいなかったり、体重が少なくて退院していなかったり、というような子どもであるので、その後にそれぞれの地域で支援しつつ、必要であれば各所と連携をとって支援をしている。

<稲垣会長>

国は1回以上、もれなく訪問するようと言っている。包括性の必要ということでは、子どもに課題が予測された場合や家族の困難があった時は、速やかに支援側が繋がって相互に情報を共有してアウトリーチをかけていくという意味で、児童家庭支援センター等がそうした時の相談に乗れるように、センター等の数を増やす方向で進んでいる。また、法律が変わり、児童相談所の数も増やそうということになっていっている。国の方策としては、従来都道府県には必ず作りなさいということであったが、市町村がつくることに対してサポートをする新しい事業も展開されていて、困難があった場合には、公的な相談機関も増やし、民間の資源も活用して、とにかく早期に相談支援のきっかけをつかむことができるようにということいろいろなサービスが提供されている。しかし、当事者がこの情報を知らなければアクセスができないので、いかに広くわかりやすく情報を伝えていくのかということも、今後の子育て支援の計画の中で考えていかなければならない。

<栢委員>

今、保育料の無償化が国で検討されている。これが実現すると、就業率や預けたいという希望の数が動いてくると思う。実施される見通しであるのであれば、中間見直しの時期に検討するのが適当であるのかを伺いたい。

<小野寺こども政策課長>

幼児教育の無償化については、閣議決定されたという情報が入っている。2020年度までに3歳から5歳までは原則無償化、0歳から2歳に関しては所得に応じて無償化を図るという情報を受けている。このことについては、次期計画策定時に動向を見極めて反映をさせていくべき課題だと考えている。

<稲垣会長>

政策動向は未確定なところがあるが、実現の方向に動いていこうと見ている。ただもう一方で、財源問題で、既に前倒しで行われている子ども・家庭・福祉・医療全体のサービス拡充は、本来消費税が8%から10%に上がることを目的税として財源とすることが前提の議論であった。しかし、消費税は上がっていないため、財源をどう確保するのかと、今まで前倒しで使ってしまった部分をどうしていくのかは、非常に見えにくい議論である。色々な面から早めに子どもたちを保育所でお預かりをしていくことが必要になっていて、幼稚園も含めて就学前幼児保育・教育を充実させていくことが、長い目で見たときに子どもたちの健全育成に資するというのは、多くの方が了解であると思う。こうしたところに、本当の意味の予算の充実がするようにしてほしい。また、国だけではなく、習志野市としてどういうビジョンを持つのかということも考える必要があると思う。

<臺副会長>

色々な子どもが教育のチャンスに繋がっていくが、健常児を中心に話が進んでいるようである。いわゆる医療的ケアが必要な子どもや障がい児というの、保育ニーズあるいは教育のニーズがあるが、どのくらい叶えられているのか。他の自治体で保育の仕事をしていると、受け入れが実質的に拒否となって行き場がなく、家族が疲弊し、あるいは仕事を辞めざるを得ないことがあるので、保育の必要で考慮されているのかどうかを伺いたい。

<鶴沢こども保育課長>

医療が必要な子どもや障がいのある子どもは、保育の現場では年々増えている現状がある。医療が必要な場合は看護師の配置や職員の配置をしてきちんと受けられるような環境を整えていかなければならないと考えている。

<小澤こども部次長>

習志野市は基本的にお断りをせず、医療的ケアの必要な子どもについてもお預かりをして、回復をお手伝いしている。特別な支援を要する子どもについても、保育指導委員会という組織を構成し、そこで客観的に加配の必要性について判断をし、その職員体制も組んだ中でお預かりをしている。ただ、医療的ケアについては命の問題なので、お預かりをする前に、担当の医師も含めきちんと協議をした上でお預かりしている。

<臺副会長>

特別支援ということで、学校に入ると保証される部分が、この時期は子どもとしての権利が保障されにくいのが実態としてある。数は多くないと思うが、このニーズも踏まえて算定化されているものであると良いと思い確認した。

<稲垣会長>

私は、「子ども」は基本的に全ての子どもと思っている。当然ここには生き辛さを抱える様々な子ども達も含んで、全ての子どもたちのニーズに応えていることが大前提だと思う。ただし、注意をしなければならないのは、福祉職・保育職で見ることが可能な子と、医療職・看護職が配置されなければ預かることができない子どもなど、一人ひとりの子どもに対して対応しなくてはならない。医療ケアを必要とする子どもが入園した場合にはそこに看護師が配置をされるが、その子どもが卒園したら看護師はどのようなのかという話になったときに、ある程度のエリアの中で看護職を確保し、その中にそのニーズが発生した場合に柔軟に対応できるようなサービスの多様性の方向を勘案することで、インクルーシブ保育が可能になると考えられる。特に就学前の子どもは、自分の状態を自分の言葉で表現するのが難しい

ところがあるため、どうしても消極的になってしまう事象が色々なところで確認されていることである。園に一人という発想ではなく、必要に応じて地域でどう対応していくか、例えば県域という発想もあると思うので、体制を整えていくことについて柔軟に対応していただきたい。

<栢委員>

インクルーシブ保育という話があったが、昨年習志野市で映画「みんなの学校」の上映会と木村先生の講演会を行っていただき、学校だけでなく、地域で障がいのある子どももない子どもと一緒に育つよという地域の理解を深める会を頂けたことはとても良かったと思っている。今後も思いだけではなく、形になっていくと良いと思う。

不登校の子ども達の問題はとても大きいと考える。私が活動している中で、色々な子ども達と出会うが、不登校の子どもはたくさんいる。市の施設等に通っている子もいるが、学校ではない民間のところに毎日行くことで、自分を充実させている子もいる。親の悩みとしては、教育費が高いことが挙げられ、まして遠くにあると、交通費もかかってしまう。このために経済的にとても辛いということも聞くので、こういったことに対する施策等があれば伺いたい。

<小野寺こども政策課長>

不登校対応については、学校にも来られない、保健室にも来られないといった子どもに対して、総合教育センターの中に適応指導教室を設けることによって、職員が寄り添って学校に行けるように対応をしている。学校に行けるが教室に入ることが出来ないといった子どもに対しては、県の配置事業の中でスクールカウンセラーが週1日配置され、相談に応じている。この他に習志野市では、単独事業として週4日、スクールカウンセラーがいない日を補完して児童・生徒教育相談員を配置し子どもたちを支えている。

<倉信委員>

補足をする、この対応については、教育委員会が行っている。また、学校に来られない子に対しては、教育センターや県の教育委員会に訪問相談員等、県の様々な施策もある。さらに、そこで対応できない部分について、福祉の方に相談をすることもある。様々な角度からいろいろな対応をしているが、現実問題として不登校は解決に至っていないという事実もあり、この部分のジレンマはある。教育委員会では、今年度から不登校対策委員会を立ち上げた。その際に話題として出るのが、不登校はある日突然始まるのではなく、成育歴等も関わっており、保護者の中には行政サービスがあるのを知らなかったという声もあり、知っていれば不登校になっていなかったかもしれないケースがある。そういうことを知ってから立ち直って学校に来れるようになった等もあるので、保護者の方に行政サービスを広報・周知していくことが出来ると解決にも繋がっていくと思う。

<稲垣会長>

今回質問があったのは、多様なサービスがあるので、サービスを利用するときの利用支援をしてほしい、という要望だったと思う。少し気になったので検討いただきたいのは、「適応指導」という言葉が未だ使われていることである。また、子ども達は休む権利を持っているので、辛い時は休んでいいと思う。行きたくない時は行かなくていいし、そこに生じている問題を解決して、行きたいと思った時に行けるようにサポートしていくことが必要であって、それは学校に適応するための指導していくことではないと思うし、とても古い言葉のように感じる。もし行政の中にその言葉が慣用句として残っているのであれば検討いただければと思う。教育の側でも、福祉の側でも、双方子どもたちがいろんな生き辛さを抱えている。子どもの集団の中に発生するいじめの問題、ソーシャルネットワークサービスを使いたいじ

め等もあり、様々に子どもたちが傷ついたときは休んでいいと思う。癒されて力をつけて戻っていく先は同じ学校でなくても良いかもしれない。私の大学は、高校時代に学校に行かなかったが大学から学校に来ている方もいる。多様なあり方を尊重しながら、子ども達が自分らしく未来に夢を持つことができるような力をどう支えていくのか、何か傷ついた時には安心して癒し休むことが出来る場所、そしてそれがそのまま社会参加が難しくならないようなサポートが重要である。多様なサービス利用が保護者のみの負担になっているところを、もう少し行政に支えてもらえないかという指摘もあったので、何か可能な方策があったら考えていただきたい。

本日は、各委員から活発な意見があった。今後の見直しや、それだけでなく将来の計画に向けて生かしていただきたい。今回の様々な意見を加味した上で、この案を確定するという事でよろしいか。

<各委員>

異議なし。

3. その他

<小野寺こども政策課長>

子どもの生活に関する実態調査について、途中経過であるが、どのくらいの数が回答されているのかの現況を下記のとおり報告。

- ・子どもの数：2,871名→回答数：2,764名【回答率：96.3%】
- ・保護者の数：2,871名→回答数：1,630名【回答率：56.8%】

小学校5年生、中学校2年生ということで、市内公立学校に加え、県立特別支援学校に通っている子どももアンケートの対象とし、回答をいただいた。

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442、433）

FAX 番号：047-453-5512